【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

**第十三条**　法第十三条第二項第一号イ（２）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからヘまでに掲げる書類に記載された事項

ホ　当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二　届出仮目論見書

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】

（改正後）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

**第十三条**　法第十三条第二項第一号イ（２）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからヘまでに掲げる書類に記載された事項

ホ　当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二　届出仮目論見書

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

**第十三条**　法第十三条第二項第一号イ（２）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

ホ　当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二　届出仮目論見書

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

**第十三条**　法第十三条第二項第一号イ（２）（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

（ロ　削除）

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

ホ　当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二　届出仮目論見書

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

（ロ　削除）

ロ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

（三　削除）

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号　において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

ホ　当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】

（改正後）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

ホ　当該発行登録書の提出者が第九条の四第四項の規定により法第五条第四項第一号の要件を満たしている場合には、第十条第一項第二号ハに掲げる書面

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

（ホ　新設）

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】 （改正なし）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第六項に規定する開示が行われている場合をいう。以下同じ。）における有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ　法第十三条第二項ただし書の適用を受ける場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該有価証券に関して開示が行われている場合における有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ハ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ニ　前号ハ及びニに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

（ロ　新設）

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　有価証券届出書を第二号の三様式又は第七号の三様式により提出した場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

（ロ　新設）

ロ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項第一号ハに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】

（改正後）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

（ハ　削除）

ハ　有価証券届出書を第二号の三様式又は第七号の三様式により提出した場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロ及びハに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項　第一号ハに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ　連結情報（有価証券届出書を第二号様式若しくは第七号様式により提出した場合、第二号の二様式若しくは第七号の二様式により提出した場合であつて第十七条第一項ただし書の規定により当該事項が当該有価証券届出書の組込書類において記載されていない場合又は第二号の三様式若しくは第七号の三様式により提出した場合であつて第十七条第一項ただし書の規定により当該事項が当該有価証券届出書の参照書類において記載されていない場合に限る。）

ニ　有価証券届出書を第二号の三様式又は第七号の三様式により提出した場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからニまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項（第一号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項のうち、連結情報は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の関係会社に関する事項の次（当該事項を記載した書類が第二号の三様式若しくは第七号の三様式により作成された有価証券届出書に添付されている場合にあつては、参照情報の次）に、同項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】 （改正なし）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（届出目論見書等の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　届出目論見書

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

（ロ、ハ　削除）

ロ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

（ホ　削除）

ハ　連結情報（有価証券届出書を第二号様式若しくは第七号様式により提出した場合、第二号の二様式若しくは第七号の二様式により提出した場合であつて第十七条第一項ただし書の規定により当該事項が当該有価証券届出書の組込書類において記載されていない場合又は第二号の三様式若しくは第七号の三様式により提出した場合であつて第十七条第一項ただし書の規定により当該事項が当該有価証券届出書の参照書類において記載されていない場合に限る。）

ニ　有価証券届出書を第二号の三様式又は第七号の三様式により提出した場合には、第十条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

二　届出仮目論見書（次号に掲げる届出仮目論見書を除く。）

イ　当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからニまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された届出仮目論見書

イ　前号に掲げる事項（第一号ハに掲げるものを除く。）

ロ　当該届出仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、届出目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項のうち、連結情報は、当該届出目論見書又は届出仮目論見書の関係会社に関する事項の次（当該事項を記載した書類が第二号の三様式若しくは第七号の三様式により作成された有価証券届出書に添付されている場合にあつては、参照情報の次）に、同項第一号ニに掲げる事項（同項第二号又は第三号において引用する場合を含む。）は、届出目論見書又は届出仮目論見書の参照情報の次に、それ以外の事項は、届出目論見書若しくは届出仮目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書及びその添付書類又はこれらの写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引が行われることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ホ　当該目論見書に係る有価証券の募集（株主割当又は第三者割当によるものを除く。）又は売出しを、令第三条に規定する店頭売買有価証券を発行している会社（以下「店頭登録会社」という。）が行う場合には、当該店頭登録会社の発行する有価証券である旨及び証券業協会に発行株式を登録することについて当該証券業協会の承認を受けた会社（店頭登録会社を除く。以下「店頭登録予定会社」という。）が行う場合には、当該店頭登録予定会社の発行する有価証券である旨

ヘ　連結情報

（ニ　新設）

二　第十二条に規定する事項を記載した仮目論見書（次号に掲げる仮目論見書を除く。）

イ　当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからヘまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項（第一号ヘに掲げるものを除く。）

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項のうち、連結情報は、当該目論見書の経理の状況の次に、それ以外の事項は、目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【昭和62年2月20日 省令第2号】

（改正後）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書及びその添付書類又はこれらの写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引が行われることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ホ　当該目論見書に係る有価証券の募集（株主割当又は第三者割当によるものを除く。）又は売出しを、令第三条に規定する店頭売買有価証券を発行している会社（以下「店頭登録会社」という。）が行う場合には、当該店頭登録会社の発行する有価証券である旨及び証券業協会に発行株式を登録することについて当該証券業協会の承認を受けた会社（店頭登録会社を除く。以下「店頭登録予定会社」という。）が行う場合には、当該店頭登録予定会社の発行する有価証券である旨

ヘ　連結情報

二　第十二条に規定する事項を記載した仮目論見書（次号に掲げる仮目論見書を除く。）

イ　当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからヘまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項（第一号ヘに掲げるものを除く。）

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項のうち、連結情報は、当該目論見書の経理の状況の次に、それ以外の事項は、　目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書及びその添付書類又はこれらの写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引が行われることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ホ　当該目論見書に係る有価証券の募集（株主割当又は第三者割当によるものを除く。）又は売出しを、令第三条に規定する店頭売買有価証券を発行している会社（以下「店頭登録会社」という。）が行う場合には、当該店頭登録会社の発行する有価証券である旨及び証券業協会に発行株式を登録することについて当該証券業協会の承認を受けた会社（店頭登録会社を除く。以下「店頭登録予定会社」という。）が行う場合には、当該店頭登録予定会社の発行する有価証券である旨

ヘ　第十条第一項第一号ホ又は第二号イに掲げる連結財務諸表に記載された事項

二　第十二条に規定する事項を記載した仮目論見書（次号に掲げる仮目論見書を除く。）

イ　当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからヘまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項（第一号ヘに掲げるものを除く。）

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項のうち、連結財務諸表に記載された事項は、当該目論見書の経理の状況の次に、それ以外の事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】

（改正後）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書及びその添付書類又はこれらの写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引が行われることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ホ　当該目論見書に係る有価証券の募集（株主割当又は第三者割当によるものを除く。）又は売出しを、令第三条に規定する店頭売買有価証券を発行している会社（以下「店頭登録会社」という。）が行う場合には、当該店頭登録会社の発行する有価証券である旨及び証券業協会に発行株式を登録することについて当該証券業協会の承認を受けた会社（店頭登録会社を除く。以下「店頭登録予定会社」という。）が行う場合には、当該店頭登録予定会社の発行する有価証券である旨

ヘ　第十条第一項第一号ホ又は第二号イに掲げる連結財務諸表に記載された事項

二　第十二条に規定する事項を記載した仮目論見書（次号に掲げる仮目論見書を除く。）

イ　当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからヘまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項（第一号ヘに掲げるものを除く。）

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項のうち、連結財務諸表に記載された事項は、当該目論見書の経理の状況の次に、それ以外の事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書及びその添付書類又はこれらの写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引が行われることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

（ホ　新設）

ホ　第十条第一項第一号ホ又は第二号イに掲げる連結財務諸表に記載された事項

二　第十二条に規定する事項を記載した仮目論見書（次号に掲げる仮目論見書を除く。）

イ　当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからホまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項（第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項のうち、連結財務諸表に記載された事項は、当該目論見書の経理の状況の次に、それ以外の事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】 （改正なし）

【昭和56年9月25日 省令第43号】 （改正なし）

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】 （改正なし）

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】

（改正後）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書及びその添付書類又はこれらの写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引が行われることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ホ　第十条第一項第一号ホ又は第二号イに掲げる連結財務諸表に記載された事項

二　第十二条に規定する事項を記載した仮目論見書（次号に掲げる仮目論見書を除く。）

イ　当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからホまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項（第一号ホに掲げるものを除く。）

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項のうち、連結財務諸表に記載された事項は、当該目論見書の経理の状況の次に、それ以外の事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見やすい箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書又はその写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引が行われることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

（ホ　新設）

二　第十二条に規定する事項を記載した仮目論見書（次号に掲げる仮目論見書を除く。）

イ　当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからニまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見易い箇所に記載しなければならない。

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　　目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書又はその写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条第一項に規定する安定操作取引が行われることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

二　第十二条に規定する事項　を記載した仮目論見書（次号に掲げる仮目論見書を除く。）

イ　当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ　前号ロからニまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項　を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見易い箇所に記載しなければならない。

（改正前）

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　第十二条に規定する事項の内容を記載した目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書又はその写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条に規定する安定操作取引が行なわれることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

二　第十二条に規定する事項の内容を記載した仮目論見書（次号の仮目論見書を除く。）

イ　法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき訂正が行なわれることがある旨

ハ　前号ロからニまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項の内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見易い箇所に記載しなければならない。

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（目論見書の特記事項）

**第十四条**　法第十三条第四項に規定する大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一　第十二条に規定する事項の内容を記載した目論見書（仮目論見書を除く。）

イ　法第四条第一項の規定による届出がその効力を生じている旨

ロ　有価証券届出書又はその写しを公衆の縦覧に供する場所

ハ　証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二十条に規定する安定操作取引が行なわれることがある場合における令第二十一条各号に掲げる事項（本邦以外の地域において安定操作取引に準ずる取引が行なわれることがある場合には、これらに準ずる事項）

ニ　当該有価証券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

二　第十二条に規定する事項の内容を記載した仮目論見書（次号の仮目論見書を除く。）

イ　法第四条第一項の規定による届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ　当該仮目論見書に記載された内容につき訂正が行なわれることがある旨

ハ　前号ロからニまでに掲げる事項

三　前条の規定により省略し、又は要約して記載された仮目論見書

イ　前号に掲げる事項

ロ　当該仮目論見書は前条の規定により省略し、又は要約して記載されている旨

ハ　当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、第十二条及び第一号に規定する事項の内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付する旨

２　前項各号に掲げる事項は、当該目論見書の表紙又はその他の見易い箇所に記載しなければならない。